

おへそグループの保護者様

この【登園届・登園許可証】は、園児の健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。感染症発症後は医師より登園可能時期の診断を受けてからご登園頂きますようお願い致します。  
※感染症の種類により、医師による記載が必要なものと、保護者様の記載のみで良いものがございますので、ご確認の上ご記入をお願いします。

＜医師による登園許可証の記載が必要な感染症＞

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱して3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが消失するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水疱瘡（みずぼうそう）	全ての発疹が瘡蓋（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（7°-ル熱）※アデノウイルス	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	伝染の恐れがなくなるまで（医師の診断に従ってください）
腸管出欠性大腸菌感染症	
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎	

登園許可証（医師記載）

園名( ) クラス名( ) 園児氏名

診断名

上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れはなくなりました。  
よって、 年 月 日より登園を許可します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

＜保護者の記載のみで可能な感染症＞ ①こちらの場合上記の医師による登園許可証は不要です

病名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化していること
突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと

登園届（保護者記載）

園名( ) クラス名( ) 園児氏名

診断名

出席停止期間 年 月 日( ) ～ 年 月 日( )

診断を受けた医療機関名